

令和 8 年度介護報酬改定に伴う川崎市サービス・活動事業の報酬改定について

介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める介護職員等処遇改善加算等の見直しに伴い、令和 8 年 6 月 1 日から川崎市のサービス・活動事業の報酬・基準の一部等を次のとおり改定します。

本市ホームページに改正要綱及び関連通知を掲載しておりますので、御確認をいただきますようお願いいたします

トップページ > くらし・総合 > 高齢者福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度
> 事業者入口 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 説明会・通知
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>

○各サービスの報酬における主な変更点について

(1) 介護予防訪問サービス（以下、「A 3」という。）及び介護予防短時間通所サービス（以下、「A 7」という。）

令和 6 年 4 月より、A 3 及び A 7 について、介護職員等処遇改善加算を基本報酬に内包化する運用としております。令和 8 年 6 月の報酬改定に伴い、内包化している介護職員等処遇改善加算にかかる部分について、国が定める改定率に従い、単位数の改正を実施しました。

※A 3 の生活援助特化型及び併用型、A 7 についても同様の変更です。変更単位数はサービスコード表を御確認ください。

<介護予防訪問サービス（A 3）の例>

サービス	内 容	算定単位数	うち処遇分
介護予防型Ⅰ	週 60 分以下	2 9 3 単位	5 8 単位
介護予防型Ⅱ	週 60 分超 120 分以下	5 8 5 単位	1 1 5 単位
介護予防型Ⅲ	週 120 分超	9 2 8 単位	1 8 3 単位

<改定後>

算定単位数	うち処遇分
3 0 2 単位	6 7 単位
6 0 5 単位	1 3 5 単位
9 5 9 単位	2 1 4 単位



(2) 介護予防通所サービス（以下、「A 6」という。）

令和 8 年 6 月の介護報酬改定に伴い、改正を実施しました。

詳細については、下記厚生労働省ホームページ「令和 8 年度介護報酬改定について」を御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

(3) 介護予防ケアマネジメント（以下、「AF」という。）

令和8年6月の介護報酬改定に伴い、AFのサービスについても介護職員等処遇改善加算を新設しました。

<介護予防ケアマネジメント（AF）>

サービス	内 容（1月あたり）	算定単位数
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅰ	別表の算定パターンⅠの場合	9 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅱ	別表の算定パターンⅡの場合	12 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅲ	別表の算定パターンⅢの場合	15 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅳ	別表の算定パターンⅣの場合	16 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅴ	別表の算定パターンⅤの場合	19 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅵ	別表の算定パターンⅥの場合	21 単位
介護予防ケアマネジメント処遇改善加算Ⅶ	別表の算定パターンⅦの場合	22 単位

<別表（抜粋）>

（介護予防ケアマネジメント処遇改善加算算定例）

①介護予防ケアマネジメント A（減算なし）＋初回加算＋委託強化加算＝19 単位（パターンⅤ）

②介護予防ケアマネジメント A＋高齢者虐待防止措置未実施減算＋初回加算＋委託連携加算＝22 単位（パターンⅦ）

ケアマネジメントの種類		算定する減算		算定する加算					算定パターン
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	初回加算	初回加算・インフォーマル加算	委託強化加算	委託連携加算	地域リハ加算	
①				○	○				I
									IV
									VII
				○		○			V
				○			○		VII
						○	○		II
						○	○		V
							○		IV
								○	II
				○				○	V
②				○		○		○	VII
									IV
						○			
介護予防ケアマネジメントA 又は 介護予防ケアマネジメントB	減算を算定していない場合								
	高齢者虐待防止措置未実施減算を算定している場合								
	業務計画未策定減算を算定している場合								

※その他の変更単位数はサービスコード表 2 1 ページの別表を御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-7-0-0-0-0.html>

（川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課担当）

電話（044）200—2687

Eメール 40kaigo@city.kawasaki.jp